

弊社商品の「精米時期」「調製時期」表示への変更について

日頃より弊社商品をご愛顧賜り誠にありがとうございます。
さて、精米・玄米商品は、これまで「精米年月日」（玄米商品の場合は調製年月日）を表示することとされていましたが、食品表示基準の一部改正（2020年3月27日付）により、「年月旬（上旬／中旬／下旬）」という「時期表示」が可能となりました。

この変更により、精米表示に幅を持たせることで、精米年月日が古いという理由だけで廃棄または販売対象外とされていた商品のロスの削減につながります。

また精米工場での生産から納品までを今までより計画的かつ効率的に行うことで、深刻化する物流問題の解決とエネルギーの削減につながり、昨今注目されている「SDGs（持続可能な開発目標）」の観点からも重要な取組みとなります。

これを踏まえ、弊社といたしましては、以下の通り精米時期表示への変更を行いますので皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

- 変更時期：2021年4月上旬精米分(調製分)より
- 対象商品：弊社NB商品（精米、胚芽精米、精選玄米）
- 変更後の印字表示例

<拡大図>



02年産	令和2年産（お米が収穫された年）
精米時期	玄米商品の場合は調製時期
21.04. 上旬	2021年4月上旬に精米されたお米

識別コード

<精米時期の表記方法>

「上旬」	1～10日精米
「中旬」	11～20日精米
「下旬」	21～月末日精米

※容器への印字位置は商品によって異なります。
※容器の一括表示欄『精米年月日』表記は順次『精米時期』表記へ変更となります。

- お電話でのお問合せは
全農パールライス株式会社 お客様相談窓口
TEL 0120-29-4150
お電話受付は、土、日、祝日を除く9：00～17：00です。
お客様とのお電話は、お客様への対応に正確を期すため、録音させていただいております。

精米時期表示に関する説明は下記の農林水産省ホームページにも掲載されています。
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/attach/pdf/200414-2.pdf>